

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		とさつ解体業務及び内臓処理業務を営む者に対すると畜場使用許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市と畜場条例施行規則
条 項		第9条第1項
所 管 部 課		経済局 農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場（電話：048-644-2929）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 使用許可条件に違反したとき。 2 と畜場の信用を害し、又は害するような行為のあったとき。 3 故意又は過失により、処理室、機械、器具及び設備を滅失し、又は損傷したとき。 4 と畜場に関する法令又は条例若しくはこの規則に基づく処分又は指示に違反したとき。 5 その他市長が管理上必要と認めたとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		